

再 評 価 調 書

I 事業概要					
事業名	交通安全施設等整備事業（交差点改良事業）				
地区名	一般国道247号				
事業箇所	ちたぐんたけとよちょうあぎまえた 知多郡武豊町字前田地内				
事業のあらまし	<p>本路線は、名古屋市を起点とし、知多半島を周回し西三河地区を結ぶ主要幹線路線である。</p> <p>本交差点は、常滑市と武豊町とを結ぶ一般県道古場武豊線との交差点であり、朝夕は交通量も大変多く、右折レーンがないため慢性的な渋滞を引き起こしている。また、交差点形状も変則であり、事故も多発している。このため、右折レーンを設置し、交差点形状を整備することにより、渋滞の解消及び事故の軽減を図る。</p>				
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>① 交通事故対策の推進</p> <p>② 交通の円滑化</p> <p>【副次目標】（必要に応じて記載する）</p> <p>—</p>				
計画変更の推移		事前評価時 (2019年度)	再評価時 (2024年度)	変動要因の分析	
	事業期間	2019年度～2024年度	2019年度～2027年度	用地買収難航につき 事業期間延長	
	事業費（億円）	2.0	3.5	下記の要因による	
	経費内訳	工事費	0.8	1.2	労務単価増、資材単価高騰による増額
		用補費	0.9	1.8	用地補償費の精査による増額
		その他	0.3	0.5	設計計画の追加による増額
事業内容	交差点改良 L=0.22 km	交差点改良 L=0.22 km	変動なし		
II 評価					
①事業の必要性の変化	1) 必要性の変化	<p>【事前評価時の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該箇所は、右折レーンが設置されていないため、右折待ちによる直進車の進行阻害で発生する渋滞により、交通の円滑化が図られていない。また、変則的な交差点であることから、南進する車両が歩道へ衝突する危険があり、交通事故を防止する必要がある。 交通事故が2件(H25～H30)発生している。 <p>【再評価時の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該交差点において交通事故は4件(R1～R4)発生しており、事前評価時より増加しており、交差点改良の必要性に変更はない。 <p>【変動要因の分析】</p> <ul style="list-style-type: none"> 変更はなし 			
	判定	B	<p>A： 事業着手時に比べ必要性が増大している。</p> <p>B： 事業着手時に比べ必要性にほとんど変化がない。</p> <p>C： 事業着手時に比べ必要性が著しく低下している。</p> <p>※事業着手時と比較することが適当ではないと判断される場合は、「事業着手時」を「前回評価時」に置き換えることができる。</p> <p>【理由】</p> <p>事業着手時の課題が依然としてあり、事業の必要性があると判断されるため。</p>		

②事業の進捗状況及び見込み	1) 進捗状況	【事業計画及び実績】										
		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	合計	
	工種区分	調査・設計	←—————→									/
		用地補償	←—————→									
		工事	←—————→									
	事業費(億円)	当初計画	0.5	0.9		0.6						2.0
		実績	0.4								0.4	
		今回計画	0.4				3.1				3.5	
		【進捗率】										
			これまでの計画に対する達成状況			全体進捗率						
	計画【①】		実績【②】	達成率(%)【②÷①】	計画【③】	達成率(%)【②÷③】						
	延長(km)	0.22	0	0	0.22	0						
	事業費(億円)	2.0	0.4	20	3.5	11						
	工事費	0.6	0	0	1.0	0						
	用補費	0.9	0	0	1.6	0						
	その他	0.5	0.4	80	0.9	44						
	【施工済みの内容】											
	なし											
	2) 未着手又は長期化の理由	用地買収について、地権者の理解と協力を得るために時間を要している。										
	3) 今後の事業進捗の見込み	【阻害要因】 用地買収着手に向け引き続き交渉を進めていく。 【今後の見込み】 用地取得率は0%であるが、用地買収を進め、2027年度の整備完了を目指す。										
	判定	<p>A：これまで事業は順調であり、引き続き計画通り確実な完成が見込まれる。</p> <p>B：次のいずれか（該当する項目に「○印」を付ける）</p> <ul style="list-style-type: none"> これまで事業は順調である。今後は多少の阻害要因が見込まれるものの、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。 これまで事業が長期化していたが、事業期間を延長したことにより、今後は阻害要因がなく、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。 ○これまでの事業長期化により、事業期間を延長した。今後も多少の阻害要因が見込まれるが、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。 <p>C：阻害要因の解決が困難で、現時点では、事業進捗の目処がたたない。</p>										
		【理由】 用地買収に時間を要するが、引き続き交渉を進めることにより事業完了が見込まれる。										
III 対応方針												
	継続	中止：上記①～③の評価で一つでもC判定があるもの。 継続：上記以外のもの。										

IV 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象（事業完了後5年目） 対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

【主な評価内容】

事業実施前後の交通状況及び事故状況の変化